

加工食品卸売業の

「低炭素社会実行計画」

〔一般社団法人日本加工食品卸協会会員における「地球温暖化対策」・「廃棄物対策」〕

平成25年5月



一般社団法人 日本加工食品卸協会

はじめに

1999年3月に、社団法人日本加工食品卸協会会員における「地球温暖化対策」の取り組みのガイドラインとして、「加工食品卸売業の環境自主行動計画」が策定された。この中で、中間卸売業としての日常業務を通じて、CO₂の排出抑制をより強く意識し、我が国全体が目指す方向・水準に当業界も同じ数値目標を明示し、かつ自らチェックしていく姿勢に対する理解を求めた。

その後、環境関連法律の改定や地球温暖化の危機意識の高揚或いは廃棄物の再資源化の強化など環境問題が著しく進化し、特に、個々企業に自己主張を求める動きが一層強まった。従ってこうした環境問題の状況変化を踏まえ、また生産と消費を結ぶ中間流通業としての社会的機能発揮が環境問題においても、その存在価値を高めるものと考えて、改めて協会会員企業が個々の計画にあたってのガイドラインとなる「新環境自主行動計画」を2008年7月に策定した。

この新環境自主行動計画は、2006年度を基準年度として2011年度における目標を計画したものであった。そのため2011年度終了後、速やかに2012年度から2017年度までの新たな「環境自主行動計画」の策定が必要となりましたが、東日本大震災による原子力発電の見直しから、国のエネルギー政策が大きく変わる可能性があり、環境数値にも大きな影響が出るため、暫定的措置として「暫定版 新環境自主行動計画」を策定した。

その後、平成24年10月に内閣官房から依頼を受けた経済産業省より、「環境自主行動計画」の後継に相当する、「低炭素社会実行計画」の様式が配布され、当協会には農林水産省食料産業局 食品産業環境対策室から「低炭素社会実行計画」の記載例を参考に本様式の策定、提出を要請された。

我が国は、2013年以降の京都議定書第2約束期間には参加しないものの、将来の枠組み構築に向け尽力して行くこととしている中で、この低炭素社会実行計画は、京都議定書目標達成計画に基づく自主行動計画の後継であり、今後の産業界における地球温暖化対策の柱として、2013年以降の「地球温暖化対策の計画」に位置づけされるものである。

当協会としては、行政からのご指導等を踏まえて環境数値算定標準化協議会及び環境問題対応ワーキングチームで策定に向けての検討を重ね、この加工食品卸売業の「低炭素社会実行計画」をまとめた。

I. 温暖化対策

基本スタンス

「地球の温暖化」について、加工食品業界における中間流通機能の担い手である我が業界、就中当協会会員企業は、取引先との協力により、各企業活動に伴うエネルギー消費原単位を基準年度 2011 年度に対し、2020 年度においては事業所毎に 95% の水準にすることを目標とする。（特定荷主の輸配送・特定事業者の事業場の両部門で）

このために、次の対策を計画し実行する。

*原単位とは、エネルギー消費量削減目標を立てて管理する場合の基礎となる指標で、加工食品卸売業では、輸配送部門では倉出売上高、事業場部門では使用面積当たりのエネルギー消費原単位を基準指標としている。

1. 二酸化炭素の排出量の測定

・二酸化炭素（CO₂）の排出量の測定方法

エネルギー消費量×平均発熱量×排出係数

=エネルギー使用による二酸化炭素（CO₂）排出量

*排出係数については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行例に基づく

2. エネルギー消費原単位の削減

エネルギー消費原単位を、毎年基準年度比 0.5% ずつ削減し、結果として 2020 年度には、2011 年度比 5% 減を目標とする。

◇削減対象エネルギーとは

①電力 ②ガス ③ガソリン・灯油・軽油・重油

この為各事業所は、エネルギー消費量の削減に繋がるスローガン及び行動マニュアルを作成し、削減活動を実行する。

◇二酸化炭素排出量の削減対策

・オフィス活動では

①省エネ設備の導入

②OA 機器、照明器具等の省エネ機器への変更

③ガラスへの遮光フィルム貼付

④空調の効率運転、設定温度の調整

⑤不在場所の消灯やエレベーターの使用制限

⑥営業車両の低公害車導入や効率利用

・物流活動では

①多頻度小量配送システムの効率化

②商品管理システムの見直し

③輸送トラックの大型化や積載率向上による物流効率の改善

④共同化による車両数と延べ走行距離数の削減

- ⑤流通経路の短縮や物流資材の使用量の削減
- ⑥調達物流の合理化、配達物流の共同配送化
- ⑦鉄道貨物、船舶へのモーダルシフト
- ⑧低燃費車、ハイブリッド自動車等の導入
- ⑨アイドリングストップ、急発進抑制等による低燃費運転の励行

II. 廃棄物対策

事業所毎に発生する廃棄物の発生を抑制して、減量化し、いっそうの再資源化を進めて、排出物の削減に努める。特に、食品廃棄物については、「食品リサイクル法」に定める業種別再生利用等の実施率目標（食品卸売業 70%）、発生抑制の目標値（業種別基準発生原単位 4.78 kg/100万円）に向けて取り組む。

◇ 具体的削減対策

・ オフィス活動では

- ①事務用消耗品の廃棄物（特に書類）の発生を極力抑制
- ②コピー用紙の両面印刷及び縮小使用による使用量の削減、書類の裏面再活用や社内封筒の複数回活用を推進
- ③電子化による紙類の使用減を図る
- ④分別収集（容器、紙等）による資源リサイクルの推進

・ 物流活動では

【川上（仕入先）への対策】

- ①過剰梱包材/配送資材の廃止依頼
- ②環境に配慮した梱包材/配送材の採用依頼（例：樹脂製パレット、荷崩れ防止用バンド等）

【社内での対策】

- ①資源物の分別徹底（段ボール、廃プラスチック類、廃棄金属等）
- ②資源物リサイクル業者の開拓と資源リサイクル推進
- ③環境に配慮した梱包材/配送資材の採用（例：通い箱、樹脂製パレット、荷崩れ防止用バンド等）
- ④流通管理による商品の不良化防止と廃棄処分の減量化
- ⑤食品残渣の再生利用

【川下（得意先）への対策】

- ①環境に配慮した梱包材/配送資材の採用提案（例：通い箱、樹脂製パレット、荷崩れ防止用バンド等）
- ②返品削減

III. 推進体制の明確化

低炭素社会実行計画に掲げる目標達成のため、各企業内に「環境問題対策」を担当する部署を設置し、また分掌を明示して、計画の策定と進捗管理を恒常的に行う。

全従業員に対する「環境問題対策」の教育を行い、エネルギー消費量の削減と廃棄物対策の「環境問題」についての意識の高揚を図る。

以上